

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 29 日現在

機関番号：12603

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008 - 2012

課題番号：20330001

研究課題名（和文）中国文書行政形成過程の研究

研究課題名（英文） Research on administrative law sources from the Warring State Period, the Qin and the Han

研究代表者

陶安 あんど (Arnd Helmut Hafner)

東京外国語大学・アジアアフリカ言語文化研究所・准教授

研究者番号：80334449

研究成果の概要（和文）：

本研究は、出土簡牘資料によって齎された秦代と漢代初期の二つの司法文書集成を整理・分析し且つ通常の行政文書と比較研究することを通じて、行政文書の書式、行政的な「裁き」の構造、文書行政による労働負担と資源の配分原理、及び文書集成による法的知の形成と伝承の解明に努めた。中国で中国籍以外の研究者が出土資料の整理を担当するのが史上初めての試みで、日本の法制史研究及び簡牘研究の成果を国際的に発信し、日中学術交流にも画期的な貢献をした。

研究成果の概要（英文）：

This research put new light on the form of administrative documents, the structure of administrative justice proceedings, the distribution of resources and labor duties through documentary administration, and the formation and tradition of legal knowledge through collection and filing of administrative documents, by editing and analyzing two collections of judiciary documents from the Qin and the early Han. Since it was for the first time that a foreign researcher took charge of the edition and reconstruction of unearthed material in China, it can be said, that this research opened a new chapter in the history of academic exchange between China and Japan.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	3,000,000	900,000	3,900,000
2009 年度	2,200,000	660,000	2,860,000
2010 年度	3,500,000	1,050,000	4,550,000
2011 年度	2,200,000	660,000	2,860,000
2012 年度	2,500,000	750,000	3,250,000
総計	13,400,000	4,020,000	17,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：中国法制史・行政法・奏讞書・司法文書・訴訟手続・出土史料・張家山漢簡・岳麓秦簡

1. 研究開始当初の背景

中国法制史に限らず、広く中国法を扱う学術領域では、常に中国法に対する漠然とした不信感と闘わなければならない。中国法については「各方面からそもそも『法はあるのか』、

『あっても役に立たないのではないか』という素朴な、しかし根源的な疑問がしばしば投げかけられてきた」（木間正道ら著『現代中国法入門』i 頁）。その背後に、我々が無意識的に西洋的な物差し、しかも 19 世紀的な西

洋法の物差しによる評価を受け入れてしまった事情があるように思われる。

中国法制史の研究に限っていえば、依然として、法律を演繹的に適用すべき「法源」と見做す19世紀的な法源モデルが重用される。しかし、法源モデルは期待されるほどのパフォーマンスをしてくれない。法源が不足したり法典の形に体系化されなかったり、裁判の過程においては、法に外在的な社会的諸要因が介在したり「法による裁判」が妨げられたりする。このような法と実践の乖離は本来ごく自然な現象であるが、中国法に関する限り、それは不信を増幅する要因となり、中国法制史の著名な学者までが、「(中国)法の構造自体が比較的単純であって発展性に乏しい」(滋賀秀三『中国法制史論集』6頁)と結論付けてしまう結果を生じている。

不思議なことに、欧米の法制についても、早くから、法源モデルの破綻が認識されているのに、「発展性に乏しい」とは言われない。法源モデルの破綻は、むしろ法を捉えなおす多くの新しいモデルの構築を刺激した。中国法に関してなぜ同様な頭の切り替えができないだろうか。この問題を考えてみると、近代史において19世紀的な法源モデルの象徴的意味を無制限に誇張する出来事に思い当たる。それは不平等条約に定められていた領事裁判である。そこには、法典や司法制度がよく整った法の先進国と、法制が未整備で、先進国の国民がその裁判に委ねられない法の後進国という二極対立が表出される。法源モデルの破綻にも拘わらず、「裁判と呼びたいもの」(滋賀秀三「清代の民事裁判について」、『中国——社会と文化』12号)を捜し求めて西洋法的な合格ラインに合うように中国の法源と司法をアレンジしようとして懸命に努力する専門家の姿をみれば、領事裁判の乱暴な論理が無意識のうちに学術研究の枠組みにまで浸透してしまった事実が読み取れる。

2. 研究の目的

本研究は、上述した西洋的なバイアスを排除すべく、文書行政という視点から中国法の再構築を試みる。伝統中国法は、西洋法が長く「未発達」であった行政法の分野において、早い時代から高度な発達を見せているが、中国的行政法を支えるのは、厳密な文書行政の体制に他ならない。行政文書は国家権力の発動を規制しつつ、行政機構が社会に介入する役割を兼ねる。ここに国家法と社会統制の接点があり、中国固有の「法治」の観念と実態を解明する鍵が存在すると考えられる。

文書行政の萌芽は、西周の金文史料にも見受けられるが、本格的な体制の構築は、戦国時代から開始し、統一秦を経て漢代にかけて確立するに至る。また、この時代に関しては

無数の出土資料によって極めて豊富な史料が齎されている。そのため、本研究は、文書行政の形成過程に焦点を当て、時代的範囲を、戦国時代から漢代までと設定した。

3. 研究の方法

近年中国では、「地、宝を愛^おしまず」と言われるほど、陸続と新たな出土史料が発見されている。その記載内容は、伝世の文献史料に基づく従来の常識を塗り替える場合が少なくない。中でも、秦代と漢代初期の簡牘には、膨大な数の法制史料が含まれており、文献史料には関連情報が皆無に等しい戦国秦から漢代初期にかけての法律制度および行政機構の運営実態を現在に伝えている。

こうした出土史料を整理・研究するには、極めて学際的な知恵を結集する必要がある。簡牘などは、考古学的文物として考古学的な専門的知識を要し、また簡牘に書かれた文字やその文字によって表記された言語は、伝世文献により知られている古漢語とは大きく異なり、中国古文字学の専門的な訓練なくしては、解読が困難である。その上、記載内容は、史料群によって、医学・数学・法学などの専門領域にまたがるため、各領域の専門家と古文字学者などの共同作業によって始めて、正確な解読、ひいては本当の意味における史料の「発掘」が可能になる。

嘗て秦律の一次史料である睡虎地秦簡の整理が行われた際、裘錫圭や李学勤といった中国古文字学や歴史学の巨匠のほか、法学出身で無期刑説の提唱者として知られる高恒を始め、劉海年や于豪亮等、法制史や制度史に造詣の深い法学者等が一堂に集まり学際的な共同作業を実施したが、それによって齎された釈文・注釈・現代中国語訳は、当時の史料制約による幾つかの微細な瑕疵を除けば、極めて信頼性が高く、その後の法制史研究を基礎付け且つ方向付けたと評価できる。

ところが、睡虎地秦簡に見られた学際的知恵の総結集は、文化大革命の当時中央政府の強い指導の下で実現したものであり、その後は一種の地元主義が台頭し、発掘現場に近い博物館と考古研究所によって出土史料がやや独占される事態に至った。つまり、ほとんどの史料群の整理小組も、恰も慣例のごとく裘錫圭や李学勤を最高顧問等として迎え入れつつ、実際の整理作業は、極めて限られた地元の人員によって進められるようになった。そのため、釈文や注釈の質が著しく低下し、整理小組自身も原文が正確に読めなかったと思わせる誤読が目立ってきた(陶安・陳劍2011)。

これは、個人的な能力の限界というよりも、出土史料自体の学際的性格と関係する構造的な問題と言えよう。出土法制史料に関して言えば、考古学者や小文字学者は通常法制史

料を解読するに必要な法学的素養を持ち合わせておらず、法学者にも、秦漢の出土史料が読める古漢語や中国小文字の知識を期待するのが困難である。文書行政に限らず、戦国・秦漢時代の法制史全般について、出土史料の特異性がもたらす困難を克服する方法論的工夫なくしては、研究はもはや不可能に近い。そのため、近年多くの史料の法学的含蓄がほとんど「発掘」されないままとなっているのが現状である。

そうしたアクセス障害を克服するため、研究期間開始以前から様々な工夫をしてきた。第一に、研究代表者の陶安は、法学出身ながら、2003年から2005年まで北京大学中国古文献研究中心で古文字学の研修を受け、その後も毎年中国古文字学の重鎮である復旦大学出土文献与古文字研究中心・北京大学考古文博学院・武漢大学簡帛研究中心・香港中文大学中国語言及文学系など、また秦漢法制史研究の中心地である中国政法大学法律古籍整理研究中心・華東政法大学法律古籍整理研究中心などを訪ね歩き、それぞれ1ヶ月から3ヶ月にわたる在外研究を数多く実施してきた。さらに所属機関の招聘制度を活用して、2006年以来、数多くの古文字学もしくは出土史料研究の専門家を客員教授（それぞれ一年間）として招聘し、共同研究を行ってきた。そうした学際・国際的共同研究によって構築してきた人的ネットワークは正式な整理小組における人員不足を補う「陰の整理小組」の役割を果たし、多くの法制史料の「発掘」を可能にした。（本研究において海外旅費が特に大きな割合を占めたのも、出土法制史料の扱いの上述した特異性に起因する。）

一方、中国では、近年膨大な数の出土文字資料の将来によって、古文字学が、伝世文献で知られる古漢語の常識を塗り替える目覚ましい発展を遂げた反面、出土史料研究を全体的に見た場合、著しい文献学的偏重が見られ、とくに文書について研究が極めて手薄となっているように感じられる。むしろ、日本では、文書と簿籍簡牘の整理・分析・研究に特化した研究手法が開発されており、本研究にとって大いに参考になった。つまり、森鹿三と永田英正から簡牘の緻密な文書学的研究が始まり、その系譜を受けて簡牘の形態に着目した靑山明の研究を経て、最近高村武幸によって簡牘の形態分類と機能分類の体系が構築されている。

こうした日本簡牘学特有の方法論を取り入れるべく、研究代表者の陶安は2009年以来靑山明を中心とした簡牘読書会に参加し、また2011年以降定期的な議論の場として、その読書会を所属機関の共同利用研究課題として再編成し（「中国古代簡牘の横断領域的研究」）、現在年間二十数回の読書会を開催している。この読書会では、近出の文書簡牘

史料を共同して講読しているほか、本研究の研究成果についても定期的にフィードバックと検証を行った。

4. 研究成果

本研究の主要な成果は三点に纏めることができる。（1）秦国における労働負担および資源の分配原理の解明、（2）張家山漢簡『奏讞書』における文書構造の解明とそれに基づく行政的訴訟手続の復元、（3）岳麓秦簡『為獄等状四種』の整理と復元。

（1）文書行政を運用するのは、数多くの官僚であり、彼らが構成する行政組織でもある。したがって、人事体制や組織構造の変遷には当然に目を配らなければならないが、行政組織の活動は、常に多くの社会・経済活動への介入もしくはその規制を意味する。特に戦国時代には、富国強兵策の下で、官庁が多くの生産活動に直接に関わっており、身分制度という道具を駆使しつつ、労働負担や資源の分配に対して大きな力を発揮した。ここに、「法と経済」という法社会学的な視点との接点があり、行政組織の法的活動が社会に与えるインパクトに新たな照明を当てることには、19世紀的な法源モデルに代わる中国法のモデルを提示するという方法論的な意義がある。

戦国時代以来、秦国は、労働負担の多くを刑徒に集中させ、労役刑研究の形で従来も間接的に労働負担の分配原理が研究の対象となっていたが、社会全体に張り巡らされていた身分制度と刑罰との有機的な関係に照明を当てることを通じて、本研究は、秦国行政組織による社会統制の有り方を解明する新しい手法を提示した。その具体的成果は、単著『秦漢刑罰体系の研究』に結晶したが、要点は大よそ次の通り概括できる。

伝世文献史料には、秦律に関する記述が極めて少なく、伝統的に、秦と漢の間に強い継承関係を想定して、漢律の史料に基づいて秦律を復元せざるを得なかった。睡虎地秦簡の出土と公表によって秦律の同時代的史料が齎され、史料的情况が大きく変わったが、後漢の律学が構築した刑罰体系を前提として、秦や漢代初期の刑罰を議論する風潮には変わりがなかった。ところが、秦には、厳格な身分制度が敷かれ、刑罰制度もそれに組み込まれていたのに対し、漢代には、身分制度が崩壊し、秦以来の身分刑が純粋な労役刑に転換していった。そのため、「城旦舂」・「鬼薪白粲」等の刑罰が、労役の強度と期間によって序列化された刑罰として理解されるようになった。従来の研究では、そのような後漢律学の認識枠組みに沿って、秦律の刑罰体系、中でも刑罰間の序列を分析しようとしていたが、「城旦舂」・「鬼薪白粲」・「隸臣妾」等の相異なる刑罰について、同様な労役に従事

する事例が多くみられるほか、労役に期間の定めがなかったことが徐々に明らかになり、労役強度と期間を中核に据えた研究手法が生き詰まりつつあった。それは、秦律では、これらのいわゆる「労役刑」が、刑罰の序列化を担う肉刑や身体刑と合わせて特有の複合的刑罰を構成していたためである。つまり、秦律においては、肉刑や身体刑によって、罪刑の軽重が表されていたので、いわゆる「労役刑」は、実際には労役の強度などによって差異化される必要がなかった。本研究は、「労役刑」以外の刑罰による罪刑軽重の表現と刑罰の序列化を明らかにすることによって、「城旦舂」・「鬼薪白粲」・「隸臣妾」等の刑罰を「労役刑」という後漢律学の認識枠組みから解放し、新しい視点からそれを考え直す道を開いた。具体的には、城旦舂・鬼薪白粲・隸臣妾や司寇について、それぞれ秦律において定められた財産所有や婚姻等に関わる社会的行為能力と責任能力を分析してみた。その結果、「城旦舂」・「鬼薪白粲」・「隸臣妾」等の刑罰的身分が、他の社会的身分と同様に、権利義務の付与によって秦国の身分的分配制度に組み込まれていたことが明らかになった。

(2) 中国簡牘は大雑把に二つの種類に分類することができる。一つには、書籍の形で纏まって伝存した古文書である。その殆どは、墳墓より出土しているが、その中には、伝世文献によって知られる典籍に対応する経書や史書もあれば、医術書や算術書といった実用書籍もある。法令集や判例集といった法律関連の書籍は実用書籍に数えられ、実際にその多くは、医術書・算術書および日誌類と共に出土している。

もう一つには、文書や帳簿・記録などといったやや纏まりを欠く史料群が存在する。これらは、軍事施設や井戸などの遺構から出土することが多く、廃棄されて偶然にも今日まで残ってしまったものである。残す意図なくして残っただけに、これらの簡牘は、古代社会の忠実な証人になりうる反面、纏まりがないため、系統だった理解に繋がりにくい側面も否めない。

張家山漢簡『奏讞書』と岳麓秦簡『為獄等状四種』という二つの史料は、その中間に位置するものである。「奏讞」とは、法解釈に疑義のある事案について上級機関に伺いを立てることを言うが、『奏讞書』は、そうした奏讞事案を中核に、司法文書を集めた案例集である。これは、実用的書籍の一つで、司法事案を裁く時の参考書として用いられたと考えられるが、内容が司法文書に由来するため、多少編集の手が入っているものの、文書の構造や性質を集中的に考察する恰好の材料を提供する。同時に、文書という特異な内容は従来『奏讞書』研究の進展を妨げる要因ともなっていた。

本研究は、『奏讞書』において文書様式の原因が多く保存されている点に着目し、奏讞文書を文書行政の研究に活用する一方、他の文書研究の成果を『奏讞書』の研究に応用して、『奏讞書』の釈文の再検討を行い、また新しい訳注も作成した。その最大の特徴は、複合文書である奏讞文書を、その構成要素に分解し、各構成要素の由来を明らかにして表の形で再整理する点にある。それは、旧来の文書研究から啓発を受けて開発した新しい研究手法であるが、その結果、従来の釈文において存在していた多くの誤訳および配列の誤りを訂正することができた。さらに、『奏讞書』のテキストのより正確な復元は、奏讞手続及び通常の司法手続に対するより正確な理解を可能にした。この成果の一部は、下記の発表論文⑥・⑧・⑨・⑩等で公表したが、次の研究成果(3)の公表を優先したため、纏まった書籍の公表にはまだ至っていない。

(3) 2010年には、研究代表者の陶安は、『奏讞書』に関する研究成果を認められ、岳麓秦簡の整理小組に加わって、『為獄等状四種』という実用法律書籍の整理を担当することとなった。岳麓書院には、約2200枚の秦代の簡牘が所蔵され、その三分の二以上が法制関連史料によって占められる。中には、『奏讞書』と同様に奏讞等の司法文書に由来する『為獄等状四種』という実用的書籍が含まれ、張家山漢簡よりもさらに遡って、秦代における奏讞制度の運用実態を伝える貴重な史料として脚光を浴びていた。

その整理を引き受けることによって当初の研究計画と比べては、研究範囲がやや狭められることとなったが、秦代と漢代初期の二つの史料群の比較を通じて、奏讞制度の変遷を中心としてより正確な考察が可能になるのみならず、日本の学界に早く一次史料を齎すとともに、綿密な史料蒐集と正確な史料解読に特徴付けられる日本の中国法制史研究の長い伝統を中国での整理事業に活用し国際的に発信する機会が得られた。また、日本の研究者のみならず、中国において中国籍以外の研究者が直接に出土簡牘の整理事業に加わることは史上初めての試みである。これは、日中学術交流にとって画期的な意味を持つと同時に、今までの研究成果が国際的にも高い評価を受けていることを物語っている。

この研究の成果は、研究代表者が全文を執筆した下記図書⑪として公表されることとなったが、以下簡単にその主な特徴を纏めておく。

出土書籍の復元は通常記載内容を復元の主要な手掛かりとするが、記載内容の理解には、主観的な要因の影響が避けられない。そこで、本研究では、より客観的な基準として、文書書式と、簡牘の背面に見られる斜線と鏡

文字に注目して、復元の精度向上に努めた。文書書式への解析は、『奏讞書』研究の中から生まれた本研究特有の研究方法であるが、『為獄等状四種』に収録されている司法文書は、個別的なバリエーションは無数存在するものの、幾つかの基本書式を基礎に作成されている。これらの基本書式を抽出するとともに、各文書を構成要素に分解した上、各要素を文書構造表に整理することを通じて、少なからぬ配列問題を客観的に解決することができた。

文書構造表に基づいて、さらに『奏讞書』との比較研究を行い、『奏讞書』と同様に、文書用語と法律用語の一覧表を作り、用例の比較を通じて概念の正確な意味を析出した。それによって、当時の司法手続および奏讞手続のより正確な復元が可能になったのみならず、睡虎地秦簡以来途絶えていた現代中国語訳の作成という簡牘整理上の伝統を復活させることもできた。

次に、背面の斜線や鏡文字の分析は、近年の清理技術の進歩と密接に関わる。睡虎地秦簡や張家山漢簡などは、一部の例外を除いて、文字のある正面のみが撮影され公表に供せられたのに対して、嶽麓秦簡では、文字のあるなしを問わず全ての簡について正・背両面を赤外線スキャナーでスキャンした。それによって背面を含めて極めて明晰な画像が得られた。嶽麓秦簡の第一巻と第二巻とでは、この強みはまだ簡牘の整理に利用されなかったが、おりしも他の出土簡牘についても、背面の斜線が注目を浴びようになり、影の整理小組からも背面情報への注目を促す声が多く寄せられたので、客観的配列情報を提供する背面の斜線や鏡文字の分析を、整理事業の主要な柱として活用することにした。

より具体的には、背面の斜線は、竹簡特有の製造法に由来する背面の斜めの墨線もしくは刻線のことを言うが、竹簡を冊書に編綴した場合、各簡の短い斜線が、冊書の背面に連続した斜線を形成することが多くみられる。一方、鏡文字は、簡の背面が、埋蔵期間中、他の簡の正面との長期間の接触によって生じた左右逆さの文字をいうが、この文字によって、巻物の形をした冊書の中で、各簡の相対的位置関係が判明する。

本研究では、これらの客観的配列情報を駆使して、簡の配列順番や巻き方を含めた書物の原形を復元した。それによってテキストの信頼性が格段と向上したほか、『為獄等状四種』の書籍としての姿を復元することができた。書籍の構成や形態には、地方役人によって自主的に文書の蓄積・保管・交換がなされた痕跡が反映されており、国家による法典や判例集の編纂に先立って、実践の場で法的知が如何に整理・体系化されたかという秦漢法典編纂史の重要な研究課題に資する貴重な

手がかりが得られた。

そのほかに、法制史的視点からみれば、『為獄等状四種』は、秦代における「比附」や「恩赦」の実施、捜査実務や戸籍管理および商業規制の実態に関する貴重な情報が含まれる。それに関する様々な新知見は、訳注に凝縮して反映されているほか、今後さらに個別的に論文などの形で公表する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 26 件)

① 嶽麓書院蔵秦簡整理小組「嶽麓書院蔵秦簡《為獄等状四種》概述」(文物第 5 期、2013 年、75-81 頁、査読なし)

② 陶安あんど「書評：夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』(法制史研究 62 号、2013 年、228-234 頁、査読なし。夫馬進書は京都大学学術出版会、2011 年)

③ 陶安あんど「嶽麓秦簡司法文書集成『為獄等状等四種』譯注稿——事案一」(法史学研究会会報第 17 号、2013 年、95-117 頁、査読なし)

④ 陶安「漢文帝刑法改革與“復作”——超過東漢律學與儒家經學的約束」(台湾)中国法制史学会等『中華法系与儒家思想國際學術研討會論文集』、2013 年、455-464 頁、査読なし)

⑤ 陶安「張家山漢簡《奏讞書》史議札記」(華東政法大學法律古籍整理研究所編『第二屆「出土文獻与法律史研究」學術研討會論文集』、2012 年、71-83 頁、査読なし)

⑥ 陶安「秦漢律“庶人”概念辯正」(簡帛第 7 輯、2012 年、267-276 頁、査読なし)

⑦ 陶安あんど「文帝の「刑制改革」と「復作」について——宮宅潔氏の近著に接して」(法史学研究会会報第 16 号、2012 年、139-146 頁、査読なし)

⑧ 陶安「張家山漢簡《奏讞書》編排商榷兩則」(復旦大學出土文獻与古文字研究中心編『出土文獻与古文字研究』第 4 輯、2011 年、420-432 頁、査読なし)

⑨ 陶安・陳劍「《奏讞書》校讀札記」(共著第一著者、復旦大學出土文獻与古文字研究中心編『出土文獻与古文字研究』第 4 輯、2011 年 12 月、381-419 頁、査読なし)

⑩ 陶安あんど「書写材料とモノの挟間——日本木簡学との比較を通じてみた中国簡牘学のジレンマ」(靑山明・佐藤信編『文獻と遺物の境界——中国出土簡牘史料の生態的研究』、六一書房、2011 年、271-279 頁、査読なし)

⑪ 陶安「睡虎地秦簡《法律答問》108 簡“校補簡”小考」(簡帛第 6 輯、2011 年、13-19

頁)

⑫ 陶安「秦漢法律簡牘史料商榷幾則」((台湾)中国法制史学会他編『法制史研究』第19期、2011年、231-246頁、査読あり)

⑬ 陶安「中國傳統共犯概念的幾則思考」(『秩序・規範・治理——唐律與傳統法文化國際學術研討會論文集』、2011年、383-393頁、査読なし)

⑭ 陶安「張家山漢簡《二年律令》簡121-4與簡107-9編排辯正」(何志華、沈培等編『先秦兩漢古籍國際學術研討會論文集』、社会科学文献出版社、2011年、164-176頁、査読有り)

⑮ Arnd Helmut Hafner, Bookreview: Klaus Mühlhahn “Criminal Justice in China—A History” (International Journal of Asian Studies、2010年、査読なし。Mühlhahn書はHarvard University Press、2009)

⑯ 陶安あんど「書評：宮宅潔『秦漢刑罰体系形成史への一試論——腐刑と戍辺刑』」(法制史研究59号、2010年、320-324頁、査読なし。宮宅潔論文は、東洋史研究第66巻第3号、2007年)

⑰ 陶安あんど「刑罰体系は刑罰の羅列に非ず」(創文第536号、2010年、23-26頁、査読なし)

⑱ 陶安あんど「上海図書館所蔵の薛允升『唐明律合刻』手稿本について」(法史学研究会第14号、2010年、16-31頁、査読有り)

⑲ 陶安あんど・「唐律共犯概念再考——大陸法系的な理解から英米法的な理解へと視点をかえて——」(法制史研究第58号、2010年、147-161頁、査読有り)

⑳ 陶安あんど「絶対的法定刑主義と量刑の物差し——秦律にまで遡る中国伝統刑法の美学に思いを馳せて」(BI第4号、東京大学東洋文化研究所、2010年、3-26頁、査読なし)

21 Arnd Helmut Hafner, “Doing What Ought Not to Be Done”, in: Encyclopedia of Legal History, edited by Stanley N. Katz et al. (New York: Oxford University Press, 2009)

22 Arnd Helmut Hafner, “Wrongful Judgment: Chinese Law” in: Encyclopedia of Legal History, edited by Stanley N. Katz et al. (New York: Oxford University Press, 2009)

23 Arnd Helmut Hafner, “Accessory: Principal and Accessory in Chinese Law” in: Encyclopedia of Legal History, edited by Stanley N. Katz et al. (New York: Oxford University Press, 2009)

24 Arnd Helmut Hafner, “Sentence: Chinese Law” in: Encyclopedia of Legal History, edited by Stanley N. Katz et al. (New York:

Oxford University Press, 2009)

25 陶安「試探“断獄”、“聴訟”与“訴訟”之別——以漢代文書資料為中心」(張中秋編『理性与智慧：中国法律傳統再探討——中国法律史学会2007年國際學術研討會文集』、中国政法大学出版社、北京、2008年、64-78頁、査読なし)

[学会発表](計9件)

① 陶安「“復作”与漢文帝刑法改革——超過東漢律学与儒家經学的約束」(國際シンポジウム「中華法系与儒家思想」、台湾大学人文社会科学高等研究院、2013.03.21)

② 陶安「秦漢奏讞制度中之“吏當”與“吏議”」(國際シンポジウム「出土文献与法律史研究」、華東政法大学法律古籍整理研究所、2012.12.08)

③ 陶安「張家山漢簡《奏讞書》編排商榷兩則」(國際シンポジウム「出土文献与法律史研究」、華東政法大学法律古籍整理研究所、2011.06.04)

④ 陶安「中國傳統共犯概念的幾則思考」(國際シンポジウム「秩序・規範・治理——唐律與傳統法文化國際學術研討會」、台湾国立政治大学法学院、台北、2011.02.26)

⑤ 陶安あんど「秦漢律にみる法之美——刑罰の等級体系を中心に」(東文研シンポジウム「中国法之美」、東京大学、2009.12.03)

⑥ 陶安あんど「秦・漢律の商業的性格について」(法制史学会第61回総会、九州大学、2009.04.19)

⑦ 陶安「張家山漢簡《二年律令》簡121-4與簡107-9編排辯正」(國際シンポジウム「古道照顔色——先秦兩漢古籍國際學術研討會」、香港中文大学、2009.01.16)

⑧ 陶安あんど「秦律刑罰体系を通じてみた文帝刑制改革詔」(日本法制史学会東京部会第226回例会、東京大学、2008.11.22)

[図書](計2件)

① 嶽麓書院蔵秦簡整理小組『嶽麓書院蔵秦簡(三)』(上海辞書出版社、2013、360頁)

② 陶安あんど『秦漢刑罰体系の研究』(創文社、2009、667頁)

なお、「陶安」は本研究代表者「陶安あんど」の中国語氏名表記、「Arnd Helmut Hafner」は、英語氏名表記である。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

陶安あんど (HAFNER ARND HELMUT)

東京外国語大学・アジアアフリカ言語文化研究所・准教授

研究者番号：80334449